総社市定住促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第11号

総社市定住促進条例の一部を改正する条例

総社市定住促進条例(平成26年総社市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項号(以下「追加項号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示 及び追加項号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、 当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(助成対象要件) 第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する世帯責任者に対して、助成金を交付する。 (1) 略 (2) 移動日が令和4年3月31日以前の日であること。 (3) 略 (4) 略 (5) 略 2 市長は、次の各号のいずれにも該当する賃貸人に対して、助成金を交付する。 (1) 定住を目的として居住する世帯責任者(移動日が令和4年3月31日以前の日である者に限る。)と賃貸借契約していること。 (2)及び(3) 略	金を交付する。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則 この条例は,公布の日から施行する。
(施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (失効)	
2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。	

附則

この条例は,公布の日から施行する。